

ディスクロージャーから見た 無形資産情報の論点

RIETIファカルティ・フェロー

明治大学大学院

グローバル・ビジネス研究科 教授

山 口 不 二 夫

視点

- 無形資産の分類 測定 報告のうち報告面から分類方法を考える。
- 測定については、一部のみ議論

ディスクロージャーから見た 無形資産情報の論点

はじめに

無形資産の範囲

無形資産の分類の諸類型

無形資産分類方法の多様性

いかに公開すべきか:

ルール設定と主観性排除

課題と展望

はじめに

本報告の課題と方法

- 無形資産の分類方法の整理と類型化
- 利用者の観点
- 財務データ情報の公開の事例を参考に考察
 - 分類・開示方法のヒント
 - 独立した監査の枠組みの必要性
 - 無形資産情報自体にその客観性が担保されるような仕組み

無形資産の範囲： 無形資産とはなにか

広義の概念：企業価値と有形資産
の時価額の差額

何をめざすのか

無形資産情報の公開の方法

- 1 B/Sのなか(帳簿内)
無形資産増減計算(書)の必要
- 2 簿外、注記、財産目録の復活
- 3 第4の財務諸表、P/L, B/S, Cash Flow/S、
+ /Statement

無形資産研究目的の再確認

会計処理の選択によって(B/Sの価値評価を変え)利益の流利を変えることができる。(が、長期的な利益総額は変えられない)といわれる。

- 無形資産の把握に同じことが言える。無形資産の価値は最終的にCFに結果として現れるので、無形資産の表示・測定・開示方法の選択によって長期的な価値は変わらない
- ただし、その開示方法によってその後の管理方法が異なり生産性の変化があるときは別。
- 無形資産の評価方法は、将来CFの割引現在価値計算：同じ金額データとして加算してよいのか？

無形資産の分類の諸類型

1. プロセス型(ストーリー型):デンマークで法制化された知的資本報告書
2. 要素列挙型:アクセル社等諸処で実施
3. 企業の社会的責任(CSR)に関する報告書
4. 従来のディスクロージャー資料内の無形資産情報
5. 格付けの局面
6. M&Aの局面
7. BSC (balanced score card), VCM(value chain management)

1 デンマーク：知的資本報告書

デンマーク科学技術省 (Danish Ministry of Science, Technology and Innovation) が「知的資本報告書に関するガイドライン (Intellectual Capital Statement - The New Guideline)」2003年2月に発表

デンマーク方式 : プロセス(ストーリー)型

知的経営
資産の理念

経営課題

具体的
行動計画

客観的
チェックの
ための指標

knowledge
narrative

Management
challenges

initiatives

indicator

デンマーク方式の特徴

他の方式に比べて事務処理の手間がかからない。
企業の理念が各セクションや個人の日常業務に結び付けやすい。

企業経営者独特の直観に訴える。

シンプルなツリー構造で、理解しやすく、利害関係者へも説明しやすい。利害関係者への説明資料に使える。

手間がかかり客観性が担保されにくい、「評価」が必ずしも必要ないので、受け入れやすい。

債権者の観点からも有用。

デンマーク方式の欠点

網羅的かつ一般的な無形資産の分類と評価が行われていない。

それゆえに他業種との比較可能性が少ない。
定量的に財務データとの関連が、希薄となる場合がある。

将来への目標が多く。絵に描いたもちになる可能性が高い

デンマーク方式の改善点

将来の目標だけではなく、現在の状況についても記述し、対比できる形が好ましい。

過去の報告書の重要部分を掲載し、それらの達成状況について記述する。

財務データへの貢献を記述したほうが、インパクトがあるが、その際にはできるだけ算出根拠を明確にし、ディスクローズする

デンマーク方式の注意点

- この方式のガイドラインでも知的資産の源泉を捉える章もある
- Knowledge Resources として Employees, Customers, Processes, Technologies を挙げている

2 要素列挙型： アクセル社の無形資産分類

財務資本
知的資本

ビジネスモデル、
組織構造資本：知的資産、
プロセス
人的資本：従業員、
経営者
関係構造資本：ネットワーク
ブランド
顧客

3 企業の社会責任(CSR)報告書

- 環境会計、環境報告書の
- 進化・発展型で非財務報告書とも呼ばれる
- SRI(social responsibility investment)
社会責任投資 残高増加に伴いCSR報告書が重要視されている、といわれている。

フランス新経済規制法によるCSR規定

人的資源(雇用、報酬、機会均等、教育訓練、安全・衛生、多様性等)、コミュニティとの関係、労働基準(ILO憲章の遵守等)

英国会社法「企業活動財務報告書」

(Operating and Financial Review)

利用可能な資源、企業の直面しているリスクと不確実性、環境、雇用、社会とのコミュニティに関する情報)

4 従来のディスクロージャー資料内の無形資産情報

有価証券報告書総覧

非財務情報：たとえ有形資産についての情報であっても無形資産情報と捉えなおすことができる

研究開発費にくわえてリスク情報

リスク情報はマイナスの無形資産というだけでなく無形資産の根拠を示している

5 BSC(balanced scorecard)

- BSC(balanced scorecard)では多くの無形資産情報が用いられている。
- これらを整理して有用な無形資産情報を醸成するという方法も考えられる
- (欠点)企業の個別性が強すぎ、比較しにくい
重要な内部情報なので公表を控える

6 格付けとM&Aの局面

- 企業の債権の格付けで重要な比重をしめる定性要因の評価は、
無形資産の評価に当たるのではないか

格付けの手順

当該企業の過去の財務データの修正：会計処理等の相違の調整、部門の分離調整

時系列比較と他社比較による相対感の確認

過去の非財務データ加味による修正財務データの見直しと要因分析・構造評価

予測非財務データ加味による修正財務データ予測

時系列比較と他社比較による符号決定

定性要因は時代と業界によって異なり、項目の定式化、定量化はしていない

格付けで考慮される定性的側面

自動車業界の例

特許・技術

設備の保守・メンテナンス体制

要員の組織・教育、熟練工の比率

部品調達面での系列

生産拠点の立地・技術

販売・広告面の店舗立地・ブランド

そのほか決算予測情報の正確さ

M&Aの局面

DD(Due Diligence)の過程で、無形資産の評価を実質的に行っているはずである。

- ビジネスDD
- リーガルDD
- 財務DD
- 不動産DD
- 人的DD

小括

1 無形資産の報告様式には

要素列挙型とストーリー（プロセス）型
の2種類があるように思えるが、

実は、一つのものを別な面から見ているにすぎないのではないか。

アクセル社もBSC的に無形資産情報を利用。

デンマーク方式も無形資産資源の確認がある。

2 BSCは無形資産研究の参考となる。

無形資産分類方法の多様性

1 . 不可知論

無形資産の分離可能性

分離可能

特許権 ブランド 顧客資産
商標権 人的資産

ノウハウ
技術

分離不可能

—
組織価値 企業文化
 ビジネスモデル

出典：山口作成

2 . 業界別指標：時代と業界によって異なる様式を用いる
現状の財務報告も業界によって様式は異なっている

いかに公開すべきか

: ルール設定と主観性排除

1. 財務情報公開の事例を参考にする

提供されるべき企業情報は、投資家の
(判断)のための基礎情報であり、それ
以上の公正価値の算出と提供は投資家
自身の仕事ではないか

1 ルール設定の問題

ルール設定において細則主義による
ルールの限定は、比較可能性を確保し、
粉飾排除につながるが、個別の状況は
盛り込めず、実態と遊離し、業界も反対
する

(原則主義では:個別の状況重視:粉飾可
能性が高い)

ルール設定の問題

- 原則主義
 - 原則で規制：細部は自由裁量の余地あり
 - (長所) 個別の企業の状況が反映される
 - (短所) 比較可能性は確保できない
- 細則主義
 - ルールの細部まで規制
 - (長所) 比較可能性は確保できるが
 - (短所) 個別の企業の状況が反映できない

**企業価値算出には
十分に情報が公開されていれば、会計
処理の方法には左右されない**

**ディスクロージャー（情報公開）が確保され
ているならば、原則主義でよい**

2. 無形資産評価における 主観性排除の方策

A 監査の独立性：公正な第三者

B データ自体の主観性の排除

A 監査の独立性の問題

情報の客観性担保のためには公正な
監査が不可欠(財務情報でも共通
する問題)

- 現代の監査法人は公正・公平な第三者か？
- 監査報酬を誰が負担するか？

- 1 国家およびその信託を受けた機関による監査
各監査機関の監査を監督する方向であるが、
一括して引き受けて、監査を割振ったほうが
よい
- 2 保険会社が監査報酬を出すようにしたらと
いう意見：保険料をとり、財務諸表に粉飾が
あった時には損害額を支払う(保険会社が監
査依頼)

Ronen, J. 2002. Post-Enron Reform: Financial Statement Insurance, and GAAP Re-visited. *Stanford Journal of Law, Business and Finance* 8 (1):219-234

B データ自体の主観性の排除

無形資産と事業資産、金融資産は異なるのか

- A 分離・識別可能性があるか
- B 加法性があるか
- 金融資産はA、B適合。ただし、事業資産は意外にA,Bが適合しない。
- 現在問題になっている、減損会計でそれは明らかか：事業資産でも無形資産部分の減損評価をどうおこなうか問題になっている
- なぜ、事業資産では許されてきたのか。

データの主観性を減少させる試み

1

「予測分離の問題」：将来の予測データというソフトな数字をハードな数字から分離
：財務諸表の金額欄をdualもしくはtripleに設定する。

：井尻雄士（「複合通貨その他の諸問題」『青山マネジメントレビュー』5号2004年4月）

データの主観性を減少させる試み 2

無形資産のほとんどは、その評価は将来の効果とそれがもたらすCFによる。

これらは将来CFの割引計算の過程を経るがこれらは有形資産と同じような価値であるのか：コミットメント額 (commitment: 約束) として他の評価データと合算しない

企業価値 = 企業の長期的価値 創造力の構成要素

- | | | |
|--------|--------------------|------------------------|
| 1 有形資産 | ア 金融資産 | 取得原価と市場価値評価 |
| | イ 有形事業資産 | (一部、将来収益の割引
現在価値評価) |
| 2 無形資産 | a 人的資本 | |
| | b プロセス | |
| | c ネットワーク | コミットメント額 |
| | d ブランド | (一部、取得原価と市場価値
評価) |
| | e 知的資本 | |
| | ... | |
| | m リスク等の
負の無形資産 | |
| | n 無形資産間の
重複調整分等 | |

課題と展望

1 無形資産情報の公開方法

(ルール設定の方法、監査の重要性、)

認識・分類と測定の諸方法(要素列挙VSストーリー、主観性排除、commitment評価)

2 資産の内訳項目で無形資産の開示するなら、 無形資産の変化による損益計算の補足情報(無形資産変動報告書)も提供する必要がある

3 非営利組織における無形資産情報の意味 営利組織では業績は結果としてCFデータに現れるので、無形資産情報は将来の先行指標あるいはシグナルとして重要となる。 しかし、非営利組織では状況は少し異なる

非営利組織と無形資産情報の利用

- 非営利組織ではそのサービスの効果はCFデータに反映されないことがおおい。
- すなわち非営利組織の業績の測定に、無形資産情報が直接役立つ可能性がある。その意味で、非営利組織においては無形資産情報が業績評価の指標としてより重要である。
- また、非営利組織の管理にも有用。これらはBSCが非営利組織に適応されていることと関係がある

- 4 利用者の観点による研究の必要性(例 債権者からの担保資産としての無形資産価値)
無形資産の多側面による認識把握測定
管理と公開(投資家、債権者、地域など)
- 5 メタレベルの企業文化・カルチャーの重要性
(芸術・文化・あそびが社会の牽引役となる)